③　被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医会等とのネットワークの充実強化に努める。	警察庁、法務省、関係府省
㈎　被害者等に関する情報の保護	
①　被害者等の安全の確保や二次的被害防止の観点からプライバシーの保護を図るため、刑事裁判手続における被害者等に関する情報の秘匿制度等、現行制度の適切な運用を徹底する。	法務省
㈏　被害者連絡等の推進	
①　捜査状況等の連絡をする警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果、加害者の処遇状況等を通知する法務省の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供の円滑かつ適正な運用に努める。	警察庁、法務省、国土交通省
㈑　専門家の養成、関係者等の連携等	
①　医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。	文部科学省、厚生労働省
②　被害者の心のケアを行う専門家の育成等相談体制の充実を図る。	厚生労働省
③　被害者支援については、関係府省で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省
ウ　加害者に関する対策の推進等	
㈎　再犯防止対策の推進	
①　関係府省や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効果的な再犯防止対策を進める。	警察庁、法務省
㈏　加害者対策の推進	
①　性犯罪の加害者について、引き続き、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。	法務省
エ　啓発活動の推進	
①　二次的被害防止の観点から被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。	内閣府、警察庁、法務省

5　子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

施策の基本的方向
家族を始めとする身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、子供に対する性的な暴力被害を効果的に防止する対策を重点的に講ずるとともに、被害に遭った子供の一生に拭いがたい影響を与えないよう、子供が必要な相談・支援を受けられる体制整備を図る。 また、子供が必要な相談・支援を受けられる体制の整備に資するため、子供に対する性的な暴力被害の実態を的確に把握する。

具体的な取組	担当府省
ア　子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等	
㈎　関係機関の連携等による虐待の早期発見等	
①　学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。併せて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取、加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必要な施策を実施する。	警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省
㈏　被害を受けた児童に対する相談・支援等	
①　児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法（強姦罪）及び児童福祉法（児童に淫行をさせる行為）等を適用し加害者を厳正に処罰するなど、児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。	警察庁、法務省、厚生労働省
②　児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援の実施に努める。併せて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。	内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省
③　被害児童の心情や特性を理解し、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について都道府県警察への普及を図る。また、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進める。	警察庁、法務省、厚生労働省
㈐　防犯・安全対策の強化	
①　通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施する。	警察庁
②　若年層への性的な暴力被害等を誘発するおそれのあるサービス提供行為に係る実態把握を推進するとともに、違法行為に対する厳正な対処を図る。	警察庁
イ　児童ポルノ対策の推進	
①　平成26年に改正された児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）及び第二次児童ポルノ排除総合対策に基づき、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等総合的な対策を推進する。	内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省
ウ　児童買春対策の推進	
㈎　児童買春の取締りの強化等	
①　児童買春は、児童の権利に対する重大な人権侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童ポルノ法に基づき、児童買春の取締りに積極的に取り組むとともに、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の厳正な取締りを行い、児童に対しては、適切な立ち直り支援に努める。また、事件の捜査・公判の過程において児童の人権及び特性に配慮する。	警察庁、法務省
②　出会い系サイトやＳＮＳ等に起因する児童買春等の防止のため、関係業界による自主的取組と連携した対策を推進する。	警察庁、総務省
㈏　被害児童等に対する適切な対応	
①　児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等を行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。	警察庁、厚生労働省
②　学校教育の場において、児童買春等により心身に被害を受けた児童生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等の学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携するなどの、より適切な措置を講ずる。	文部科学省
③　気軽に相談できるよう、児童や保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。	警察庁